

在宅患者訪問診療料Ⅱについて

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関(医療情報取得加算の算定医療機関)です。

- ・医師が居宅同意取得型オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、計画的な医学管理の下に、訪問して診療を実施している保険医療機関であること
- ・マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること
- ・上記掲示事項について記載していること

これらにより、在宅患者訪問診療料Ⅱとして定められた額を所定額に算定します。

2025年5年31日